

マイホームローン

～東日本大震災により被災された皆様へ～

財形持家転貸融資の 特例貸付のお知らせ

財形貯蓄を行っているなど通常の財形持家転貸融資
をご利用になれる勤労者の方で東日本大震災により
被災された方は是非ご覧ください。

■ お問い合わせ・ご相談はこちらへ

独立行政法人 **勤労者退職金共済機構**

勤労者財産形成事業本部 業務運営課 審査・融資係

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20階

TEL：0120-989-534（通話料無料）／03-6731-2935

財形持家転貸融資の特例貸付の概要

東日本大震災により被害にあわれた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。独立行政法人勤労者退職金共済機構では、被災された勤労者の方が住宅取得等のため、新たに財形持家転貸融資のお申込みをされる場合に、貸付金利の引下げ等の特例措置を行っております。融資限度額については最高4,000万円となります。

■ ご利用できる方

<住宅の建設・購入の場合>

財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、東日本大震災で、災害発生時に、所有又は居住していた住宅が被害を受けたことにより新たに住宅を建設・購入しようとしており、当該住宅の被害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」を提出できる方

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による避難指示区域(申込日現在も、避難指示区域に該当)内の住宅に代わる住宅(原子力災害代替住宅)、および避難指示・解除区域内に存する住宅に、災害発生時から避難指示区域の指定時まで居住したことがあり、当該住宅に代わる住宅(避難指示・解除区域原子力災害代替住宅)を、建設・購入(避難指示・解除区域原子力災害代替住宅については、当該避難指示・解除区域を含む市町村内)しようとする方

<住宅の補修の場合>

財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、東日本大震災で、災害発生時に所有していた住宅が被害を受けたことにより住宅を補修する方で、「り災証明書」を提出できる方(ただし、原子力災害代替住宅、避難指示・解除区域原子力災害代替住宅は対象外となります。)

■ 融資限度額

次の1、2のいずれか低い額となります。

1 申込日における一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の残高(合計)の10倍の額(最高4,000万円)

2 住宅の新築、購入に必要な額及び土地の取得(整備を含みます。)に必要な額(所要額)の99%の額又は住宅の補修に必要な額(所要額)の99%の額、

※融資の額は50万円以上とし、10万円未満の端数は切り捨てることとします。

■ 返済期間

最長35年以内(住宅の種類、申込時の年齢により返済期間が変わります。)

ご希望によりご融資の日から5年以内(補修の場合は1年以内)の元金据置期間(利息のみの支払期間)を設定できます。なお、据置期間分、返済期間が延長されます。

■ お申込先

お申込み先は勤労者の方の状況により異なります。勤務先の福利厚生ご担当者等にご確認ください。

- ①勤務先事業主自らが従業員に対して財形持家転貸融資を行う場合……………勤務先事業主
- ②勤務先事業主が加入する事業主団体を通じて財形持家転貸融資を行う場合……………事業主団体
- ③勤務先事業主が財形持家転貸融資を行う福利厚生会社に出資している場合……………福利厚生会社(財形住宅金融(株))

※事業主等は、勤労者の方の申込みを受けて財形持家転貸融資取扱金融機関へ申込みを行うこととなります。

■ お申込期限

令和8年3月31日まで(各年度の申込受付期間内)

※1東日本大震災に係る建築制限がかけられている地域において上記期限までに建築・購入・補修がすることができない場合は、建築制限解除後6か月以内

※2原子力災害代替住宅の場合は、避難指示が解除される日まで(各年度の申込期間内)

■ 融資の種類と対象となる住宅・土地

- ◎ 住宅の新築資金(土地の取得・整備資金を含む)
- ◎ 新築住宅の購入資金 ◎ 中古住宅の購入資金
- ◎ 住宅の補修資金



■ 特例貸付金利

対象期間	適用金利
お借入日から5年目まで	年 0.00%
6年目から10年目まで	5年経過後の(独)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利及び通常金利※をもとに算定した金利を基準として貸付金利を設定
11年目以降(5年ごと見直し)	10年経過後の通常金利を適用

※通常金利=年1.20%(5年間固定金利、令和6年10月1日時点)
なお、金利は、四半期ごと(4月、7月、10月、1月)に改定し、その時点における災害復興住宅融資金利を基準として算出いたします。